

三位一体の改革について

三位一体の改革について（抄）

平成 17 年 11 月 30 日
政 府 ・ 与 党

1. 国庫補助負担金の改革について

(1) 総額

国庫補助負担金の改革については、平成 18 年度において、上記「政府・与党合意」において同年度に行うことを決定済みの改革に加え、別紙 1 のとおり、税源移譲に結びつく改革(6,540 億円程度)を行う。

(2) 各分野

ロ. 社会保障

児童扶養手当 (3/4→1/3)、児童手当 (2/3→1/3)、施設整備費及び施設介護給付費等について、国庫補助負担金の改革及び税源移譲を実施する。

生活保護の適正化について、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに実施するとともに、地方は生活保護の適正化について真摯に取り組む。

その上で、適正化の効果が上がらない場合には、国（政府・与党）と地方は必要な改革について早急に検討し、実施する。

ハ. 施設費

建設国債対象経費である施設費については、地方案にも配慮し、以下の国庫補助負担金を税源移譲の対象とする。その際には、廃止・減額分の 5 割の割合で税源移譲を行うものとする。

また、上記の施設費について廃止・減額し、税源移譲を行う場合には、関連する運営費等の経常的経費についても併せて見直しを行う。

消防防災施設整備費補助金 等（総務省）

公立学校等施設整備費補助金（文部科学省）

地域介護・福祉空間整備等施設整備費交付金 等（厚生労働省）

資源循環型地域振興施設整備費補助金 等（経済産業省）

平成18年度における厚生労働省の国庫補助金改革

- ① 経常補助金 ▲ 109
→【別紙1参照】
- ② 施設整備費とこれと一体の措置 ▲ 1,800
施設整備費 ▲ 500 (注)
→【別紙2参照】
施設介護給付費 ▲ 1,300
(国25% 都道府県12.5% → 国20% 都道府県17.5%)
- (注) 施設整備費の税源移譲割合は50%
- ③ 児童扶養手当 (3/4→1/3) ▲ 1,805
- ④ 児童手当 (2/3→1/3) ▲ 1,578

| | |
|---|---------|
| 計 | ▲ 5,292 |
|---|---------|

廃止・縮減国庫補助（負担）金

●経常的な国庫補助（負担）金

| | |
|--|-------|
| ○医療施設運営費等補助金の一部 | 29億円 |
| ・救命救急センター（公立分） | |
| ・病院内保育所運営費（公的分） | |
| ○医療施設等設備整備費補助金（公立分）の一部 | 10億円 |
| ・医療機器（公立分、ただし、へき地、遠隔医療に係るものを除く） | |
| ○疾病予防対策事業費等補助金の一部 | 26億円 |
| ・地域保健関係職員等対策事業 | |
| ・地域保健推進特別事業 | |
| ・感染症対策基盤整備事業費 | |
| ・がん・循環器診療施設情報ネットワーク事業 | |
| ・結核特別対策促進事業費（うち、一般対策分） | |
| ・地域リハビリテーション推進事業 | |
| ○在宅福祉事業費補助金の一部 | 17億円 |
| ・日常生活用具給付等事業（老人分） | |
| ・介護予防・地域支え合い事業の一部 | |
| ○保健衛生施設等設備整備費補助金の一部 | 0.3億円 |
| ・地域中核循環器病センター、健康科学センター、農村検診センター等に係るもの（公立分） | |
| ○身体障害者保護費負担金 | 1億円 |
| ・身体障害者適正判定等事業費 | |
| ・訪問診査費 | |
| ○次世代育成支援対策交付金の一部 | 20億円 |
| ・延長保育加算（公立分） | |
| ○医療関係者養成確保対策費等補助金の一部 | 5億円 |
| ・看護師等養成所運営費（公的分） | |

計 109億円

廃止・縮減の対象となる施設整備費

| | |
|---|-----------|
| ○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のうち、 特別養護老人ホーム、老人保健施設等に係る経費 | 390億円程度 |
| ○その他 | 110億円程度 |
| ・次世代育成支援対策施設整備交付金のうち、 公立保育所、児童相談所（一時保護施設分を除く）、婦人 相談所（一時保護施設分を除く）に係る経費 | |
| ・保健衛生施設等施設整備費補助金のうち、 保健所、市町村保健センターに係る経費 | |
| ・医療施設等施設整備費補助金のうち、 公立施設（へき地関係を除く）、養成所施設（公的分）等 に係る経費 | |
| ・社会福祉施設等施設整備費補助・負担金のうち、 公立の障害者施設等に係る経費 | |
| | 計 500億円程度 |